

久米善三郎

別記(一) 覽 書

運送業者川家ト協議員五名ヲ会商シ協議スルニ據テ石川君ハ前々概  
意ト熟考スルヲ後業員自體テノ業務ニ就テ自任ノ責ヲ辨(業務ニ携スル事業)際際答  
ニ協力スルトス 茲ニ居會同文書書成直ヲ作ルニ及ニ通リ取交レ置クモトス

解決條項

- 一 運送手上来馬夫ノ月収及日給ハ定額ノ通りトス
- 一 運送手ノ月給金五十八圓也トス
- 一 上来ニ從來ノ日給額ニ月金十二圓定額増額ス
- 一 馬夫從來ノ合同ニ月金十二圓定額増額ス
- 一 日曜祭日以外ノ休業日書ノ書及同業種ノ親友ノ喪事ノ祝儀不祝儀(三日以内)休業  
ハ該種ヲ差引カレトス
- 以上諸事土白九月三十日

荒川区三河島年三ノ角三、七三四、五五地  
石川 寅 甲  
代表者  
市 塚 泰 甲  
近 藤 五 郎 甲

労組第一八八號  
昭和十一年九月三十日  
警視總監 石田 馨

内務大臣 潮 惠 之 輔 殿  
社 會 局 長 官 殿

五十嵐自動車運送店ノ労働争議ニ関スル件  
(發生ノ解決)

要旨 (一) 九月十日待遇改善ノ要求事項目ヲ提出シ労働組合ノ應接ノ下ニ争議スル  
(二) 九月十五日全十七日初回會見ノ結果解決セリ

標記運送店ニ在リテハ待遇改善要求ニ發端シ争議發生至ニ解決  
シタルガ其ノ状況左記ノ通りニ有之

記

(1)